# 地方拠点強化税制の お問い合わせ先が変わります!

組織変更に伴い、

地方拠点強化税制に関するお問い合わせ先を変更します。

## 令和2年7月20日以降、

地方拠点強化税制に関するお問い合わせは、 以下までご連絡ください。

税制の適用要件などについて、 ご不明なことがあれば、お気軽にお問合せください!

<税制全般・オフィス減税について>

03-3501-1697

内閣府 地方創生推進事務局 (経済産業省 地域経済活性化戦略室内)

お問合せ先(変更後)

<雇用促進税制について>

03-3502-6770

内閣府 地方創生推進事務局 (厚生労働省 雇用政策課内)

※ 雇用促進税制についてのお問い合わせ先には変更ありません



内閣府地方創生推進事務局

# 地方拠点 強化税制

## 地方拠点強化税制とは?

企業が本社機能の全部/一部を、

- ✓ 東京23区から地方に移転する場合、
- ✓ 地方で拡充/東京23区以外から地方に移転する場合、 オフィス減税や雇用促進税制の適用を受けることができます。
  - ※ 都道府県から、一定の条件を満たす事業計画の認定を受けた企業が対象

## オフィス 減税

### オフィス減税とは?

地方で本社機能を有する施設を新設/増設する場合に、建物 等の取得価額に応じて、特別償却/税額控除を受けられます。

- ✓ 対象となる施設:事務所、研究所、研修所(※工場や店舗は対象外) ※業種の指定はありませんが、営業や製造部門など特定部門の事務所は対象外
- 東京23区から地方へ移転する場合(移転型事業) 特別償却: 25% or 税額控除: 7%
- 地方で拡充する場合/東京23区以外から地方へ移転する場合(拡充型事業)特別償却: 15% or 税額控除: 4%

## 雇用促進 税制

#### 雇用促進税制とは?

地方で**新たに従業員を雇い入れる**場合などに、その**増加数**に応じて、**税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる従業員:
  - 地方で新たに雇用、または地方に転勤した従業員(※正規雇用)
  - ※ 原則として、企業全体で増加した従業員数が上限
- 移転型事業

初年度の税額控除 : 一人当たり、最大 90万円

3年間の適用期間における税額控除:一人当たり、最大170万円

このうち、最大<u>120万円</u>は、**オフィス減税と<u>併用可能</u>** 

○ 拡充型事業

初年度の税額控除:一人当たり、最大30万円

※ 税額控除額は、要件によって異なります。詳細は担当部局までお問い合わせください

<詳細な要件、ご不明な点、ご相談などについては、担当部局までお問い合わせを!>

## お問合せ先

※令和2年7月20日付で 一部変更 (地方拠点強化税制全般・オフィス減税)

(雇用促進税制) **03-3502-6770** 

03-3501-1697

内閣府 地方創生推進事務局 (厚生労働省 雇用政策課内)

内閣府 地方創生推進事務局 (経済産業省 地域経済活性化戦略室内)

くその他、<u>都道府県で独自の支援制度</u>を設けている場合がありますので、<u>各都道府県にもお問合せください</u>!>